

薬生食監発 0315 第 1 号
令和 3 年 3 月 15 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

インド向け輸出水産食品、メキシコ向け輸出水産食品及び
マレーシア向け輸出畜水産食品に係る業務の移管について

インド向け輸出水産食品、メキシコ向け輸出水産食品及びマレーシア向け輸出畜水産食品（以下「インド向け輸出水産食品等」という。）については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）の別紙 IN-S1「インド向け輸出水産食品の取扱要綱」、MX-S1「メキシコ向け輸出水産食品の取扱要綱」及び MY-S1「マレーシア向け輸出畜水産食品の取扱要綱」によりそれぞれ取り扱っているところです。

インド向け輸出水産食品等に係る施設認定及び衛生証明書発行等業務が、令和 3 年 4 月 1 日から農林水産省に移管されることになりましたので、御了知いただくとともに、下記について御協力をお願いいたします。また、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

なお、インド向け輸出水産食品等に係る取扱要綱については追って改正予定であることを申し添えます。

記

- 1 インド向け輸出水産食品に係る施設認定等の業務について
 - (1) 施設認定申請書を受理した場合は、認定が令和 3 年 3 月 31 日までに終わるように、インド向け輸出水産食品の取扱要綱 5. (1) に基づき、当課宛て報告を行うこと。

- (2) 令和3年4月1日以降、輸出者等から各都道府県等衛生部局に対して申請書類が提出された場合は、当該輸出者に対して業務が移管された旨を説明するとともに、速やかに各地方農政局等に転送すること。
- (3) インド向け輸出水産食品の取扱要綱の5.(5) 認定施設の定期的な確認については、令和3年4月1日以降も実施し、問題が認められた場合には当該課まで報告を行うこと。

2 インド向け輸出水産食品等の衛生証明書発行業務について

- (1) 令和3年3月31日までに、輸出者からの申請の受付を行ったものについては、可能な限り証明書発行に努めること。なお、証明書発行が完了しなかった場合、又は申請に係る相談があった場合には、記録様式(別添1、他の様式でも可。)に対応状況を記録し、令和3年4月1日に、関係書類とともに関係地方農政局等に引き継ぐこと。その具体的な方法については、各都道府県等衛生部局と各地方農政局等との間で調整されたいこと。
- (2) 令和3年4月1日以降、輸出者等から各都道府県等衛生部局に対して申請書類が提出された場合は、当該輸出者に対して業務が移管された旨を説明するとともに、速やかに各地方農政局等に転送すること。
- (3) 各地方農政局等に引き継ぐ文書は各都道府県等衛生部局の文書管理規定に基づき適切に対応すること。
- (4) 衛生証明書の発行停止や違反したインド向け輸出水産食品等への対応について農林水産省から協力依頼があった場合は、協力して対応すること。

3 留意事項

- (1) インド向け輸出水産食品等に係る関係業務の令和3年4月1日以降の申請先(引き継ぎ先)については、それぞれ別添2-1、2-2及び2-3を参照のこと。
- (2) 本件について、別添3を用いて輸出実績のある事業者、申請のあった事業者等への周知を行うこと。
- (3) 各地方農政局等から施設認定、衛生証明書発行等業務について問合せがあった場合は、適宜対応すること。